

(趣旨)

第1条 難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日健医発第635号)に基づき、福岡県難病医療連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、難病の医療提供体制の確保等の環境整備を推進する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内の中核となる医療機関(難病診療連携拠点病院、難病基幹協力病院、難病一般協力病院・診療所)や難病の医療提供体制の在り方に関すること。
- (2) 難病の医療提供体制における各医療機能の連携の手順・その具体的方策等に関すること。
- (3) 難病の医療提供体制の評価、見直しに関すること。
- (4) 前号までに定める他、難病対策の推進に関すること。

2 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱第3条(2)1)に掲げる事業
- (2) 福岡県難病相談支援センター設置事業実施要綱第3条に掲げる事業
- (3) 福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員設置事業要綱第3条に掲げる事業
- (4) 福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱第5条に掲げる事業

(構成)

第3条 協議会は、難病に関する学識経験者、福岡県医師会が推薦する者、関係医療機関の職員、関係行政機関の職員、患者団体が推薦する者、その他必要と認められる者のうちから保健医療介護部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第1項に規定する委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議においては、会長が議長となる。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(経理)

第7条 協議会の経理は、県からの委託金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 7月 5日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 5月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。